

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本学は、帝塚山大学と称する。

(所在地)

第 2 条 本学は、奈良県奈良市帝塚山七丁目1番1号に置く。

(目的)

第 3 条 本学は、教育基本法並びに学校教育法に基づき、広い国際的視野の上に、日本人としての深い自覚と高い識見を持ち、社会の要請に応え得る教養と創造力を備えた人材を育成するために、これに適する学問を教授研究することを目的とする。

(自己点検・評価, 認証評価)

第 3 条の 2 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 点検及び評価に関する規則は、別に定める。

3 本学は、第 1 項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

(情報公開)

第 3 条の 3 本学は、教育研究活動等の状況について、適切な体制を整えたうえで、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、公表するものとする。

第 2 章 組 織

(学部・学科, 収容定員及び人材養成目的等)

第 4 条 本学が設置する学部・学科及び学生の定員は、次のとおりとする。

		入学定員	収容定員
文 学 部	日本文化学科	110名	440名
経済経営学部	経済経営学科	210名	840名
法 学 部	法 学 科	95名	380名
心 理 学 部	心 理 学 科	100名	400名
現代生活学部	食物栄養学科	120名	480名
	居住空間デザイン学科	70名	280名
教 育 学 部	こども教育学科	100名	400名

2 各学部・学科の人材養成目的等は、次のとおりとする。

【文学部】

国際的視野に立った教養と日本の文化的伝統に関する豊かな経験と深い見識を身につけ、それを広く国内外に表現・発信し、社会や地域に貢献できる人材を養成する。

【経済経営学部】

幅広い教養と経済学及び経営学の専門的知識・技能を身に付け、国際的視野に立って地域社会を理解し、その発展に積極的に貢献できる人材を養成する。

【法学部】

豊かな法学的素養と確たるリーガルマインドを備えた人材の養成を目的とし、公務員・企業人に必要な資質と高い規範意識を持った人材を輩出する。

【心理学部】

人間社会の抱える諸問題を、人間の行動と心理を中心とした科学的学問体系に基づいて研究・理解・認識するとともに、心の時代にふさわしい問題解決能力と他者への共感性を備えた人材を養成する。

【現代生活学部】

人間社会や文化に対する確かな認識を基盤として、現代に生きる人々が豊かで健全な生活を形成するために必要な技術や知識を追究し、それを社会に提供できる専門的職業人を養成する。

（食物栄養学科）

国民の健康に関する諸問題がますます多様化、複雑化する現代社会において、幅広い教養を基礎とする豊かな人間性と高度な専門知識および技術を以て栄養や健康について提言できる人材を養成する。

（居住空間デザイン学科）

より良い生活空間の創造を目指して、生活者の視点から人間生活に関わる空間とモノに関する諸問題を包括的、体系的に捉えることの出来る人材を養成すると共にデザイン教育を重視し、企画力、創造力、伝達力など、空間づくり・モノづくりに関わる実践的な能力と技術に精通した人材を養成する。

【教育学部】

教育についての研究を基に、教育に関する現代的な諸課題を分析し、その成果を社会に提供できる人材を養成する。

（大学院）

第5条 本学に、大学院を設置する。

2 大学院に関する学則は、別に定める。

（研究所・博物館・心のケアセンター・子育て支援センター）

第6条 本学に、経済経営研究所、考古学研究所、奈良学総合文化研究所、人間環境科学研究所、博物館、心のケアセンター及び子育て支援センターを設置する。

2 各研究所、博物館、心のケアセンター及び子育て支援センターに関する規程は、別に定める。

第 3 章 教 育 課 程

(教育課程の編成方針)

第 7 条 本学は、大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、本学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 前項の授業方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(授業科目)

第 7 条の 2 本学における授業科目を、各学部及び全学教育開発センターごとに次のとおり区分する。

(1) 文学部

教養科目，言語リテラシー科目，専門科目，教職・司書・司書教諭・学芸員の資格取得に必要な専門科目

(2) 経済経営学部

教養科目，言語リテラシー科目，専門科目，教職・司書教諭の資格取得に必要な専門科目

(3) 法学部

教養科目，言語リテラシー科目，専門科目

(4) 心理学部

教養科目（教養科目，言語リテラシー科目），専門科目（専門基礎科目，専門基幹科目，専門関連科目，専門研究科目）

(5) 現代生活学部

食物栄養学科

共通教養科目（教養科目，外国語科目），専門科目（専門基礎科目，専門基幹科目，専門関連科目，専門研究科目），栄養教諭の資格取得に必要な専門科目

居住空間デザイン学科

共通教養科目（教養科目，外国語科目），専門科目（専門基礎科目，専門基幹科目，専門関連科目，専門研究科目），教職（家庭）・司書教諭の資格取得に必要な専門科目

(6) 教育学部

共通教養科目（教養科目，外国語科目），専門科目（専門基礎科目，専門基幹科目，専門関連科目，専門研究科目），司書教諭の資格取得に必要な専門科目

(7) 全学教育開発センター

教養科目，言語リテラシー科目，外国人留学生適用科目，海外短期語学研修受講学生適用科目，キャリア形成支援科目，スポーツ関連科目，スポーツ指導者適用科目

(資格)

第7条の3 本学において取得可能な資格は，次のとおりとする。

文 学 部 日本文化学科 教育職員 中学校教諭一種免許状（社会）
高等学校教諭一種免許状

（地理歴史）

中学校教諭一種免許状（国語）

高等学校教諭一種免許状（国語）

博物館学芸員

図書館司書

司書教諭

経済経営学部 経済経営学科 教育職員 中学校教諭一種免許状（社会）
高等学校教諭一種免許状（公民）

司書教諭

心理学部	心理学科	認定心理士 公認心理師（受験資格） 児童指導員任用資格
現代生活学部	食物栄養学科	栄養士 栄養教諭 一種免許状 管理栄養士（受験資格）
	居住空間デザイン学科	教育職員 中学校教諭一種免許状（家庭） 高等学校教諭一種免許状（家庭） 司書教諭 一級建築士（受験資格） 二級建築士（受験資格） 施工管理技士（受験資格） 商業施設士補
教育学部	こども教育学科	保育士 教育職員 幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 司書教諭

（単位）

第8条 本学の学修は、単位制を採用する。

(1) 単位制とは、授業科目のひとつひとつについて履修し、それぞれの授業科目に定められた単位を取得していくことである。

(2) 単位とは学習時間を表す名称であって、その取得は個々の授業科目について所定の時間を履修し、試験その他の方法によって合格と判定されたときに達成される。

（授業科目の名称、単位数及び履修方法）

第9条 各学部及び全学教育開発センターが開設する授業科目の名称、単位数及び履修方法は、別表第1から別表第7のとおりとする。

2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこ

これらの併用により行うものとする。

3 授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 前項の授業方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(登録上限単位数)

第9条の2 学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等 (FD))

第9条の3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位計算の基準)

第10条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認め

られる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(他の学部・学科の科目の履修)

第11条 学生は、他の学部・学科の科目を、当該の他の学部・学科が別に定めるところに従い、履修することができる。

2 前項の場合には、あらかじめ、所定の手続きを経て、許可を受けなければならない。

(全学教育開発センター授業科目の履修)

第11条の2 学生は、全学教育開発センター授業科目を、各学部・学科が定めるところに従い、履修することができる。

(他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第12条 教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。）又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第12条の2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第12条の3 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、

専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生制度及び学校教育法第五十五条に規定する特別課程履修生制度により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項の措置に関連し、修業年限の短縮は行わない。
- 4 第1項に定める学生の資格課程科目の単位認定については、別に定める。
- 5 第1項及び第2項の措置は、入学した年度の最初に迎える履修登録締切日までとし、これ以降に措置は行わない。

（編入学における既修得単位等の認定）

第12条の4 本学に編入学した学生の既修得単位については、教育上適切と認めるときは、その一部又は全部を本学における授業科目、単位数として換算認定することができる。

- 2 前項に定める取り扱い及び単位の認定については、別に定める。
- 3 第1項の措置は、入学した年度の最初に迎える履修登録締切日までとし、これ以降に措置は行わない。

（単位の認定制限）

第12条の5 第12条の3第1項及び同条第2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、再入学の場合を除き30単位を上限とし、第12条第1項、同条第2項及び第12条の2第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（シラバスの明示、成績評価基準の明示）

第12条の6 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。

- 2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

第 4 章 試験及び学修評価

(単位の認定)

第13条 単位の認定は、試験及び平素の成績による。試験は、履修した授業科目について学期末又は学年末に、筆記、口述、論文等によって行う。

(成績の評価)

第14条 成績の評価は、100点をもって満点とし、90点以上をS、80点以上をA、70点以上をB、60点以上をC、60点未満をDとし、60点以上をもって合格とする。ただし、授業科目の特質上必要なときは、この評価方法に代えて、合格、不合格とすることができる。

(単位授与)

第15条 合格した授業科目に対しては、所定の単位を与える。

第 5 章 修業年限及び卒業

(修業年限及び在学年数)

第16条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、在学年数は、8年を超えてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、編入学生の修業年限及び在学年数は次のとおりとする。

- (1) 3年次編入学生の修業年限は2年とし、在学年数は4年を超えてはならない。
- (2) 2年次編入学生の修業年限は3年とし、在学年数は6年を超えてはならない。

(卒業単位)

第17条 本学を卒業するためには、第9条別表第1から別表第7に定めるところに従い、次の単位数を修得しなければならない。

文 学 部	日本文化学科	1 2 4 単位
経済経営学部	経済経営学科	1 2 4 単位
法 学 部	法 学 科	1 2 4 単位
心 理 学 部	心 理 学 科	1 2 4 単位
現代生活学部	食物栄養学科	1 2 4 単位
	居住空間デザイン学科	1 2 4 単位
教 育 学 部	こども教育学科	1 2 4 単位

(卒業証書)

第18条 本学に4年以上在学し、所定の授業科目を履修して必要単位を修得した者には、当該学部教授会の議を経て、卒業証書を授与する。

(学位)

第19条 本学を卒業した者に対し、次の区分に従い学士の学位を授与する。

文 学 部	日本文化学科	学士(文 学)
経済経営学部	経済経営学科	学士(経済学)
法 学 部	法 学 科	学士(法 学)
心 理 学 部	心 理 学 科	学士(心 理)
現代生活学部	食物栄養学科	学士(栄 養)
	居住空間デザイン学科	学士(生活科学)
教 育 学 部	こども教育学科	学士(こども教育学)

第 6 章 学年，学期，授業期間 及び休業日

(学年及び学期)

第20条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を2学期に分け、前期および後期とし、学期ごとに15週の授業を行う。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 前項の規定にかかわらず、学長は、年度毎の学年暦により、前期の終期および後期の始期を変更することができる。

(1年間の授業期間)

第21条 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第22条 休業日を、次のとおりとする。ただし、春季、夏季及び冬季休業の期間は、年度毎に定める学年暦によるものとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

帝塚山学園創立記念日 5月12日

春季休業

夏季休業

冬季休業

2 前項の規定にかかわらず、学長は、臨時に休業日を変更し、もしくは臨時に休業日を設け、又は休業日を授業日に変更することができる。

第7章 入学、編入学、休学、復学、退学、除籍、再入学、転学、転学部・転学科及び留学

(入学時期)

第23条 入学の時期は、学年始めとする。ただし、学長が特別の必要があると認めるときは、後期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第24条 入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学志願)

第25条 入学を志願する者は、指定期日までに本学所定の入学願書、出身学校の最終3年間の学業成績等を記載した調査書、健康診断書（指定された者のみ）を入学検定料とともに提出しなければならない。

(入学試験)

第26条 入学を志願する者に対しては、入学試験を行う。

2 学長は、前項の合格者に合格の通知を行う。

(入学手続)

第27条 入学試験に合格した者は、指定の期日までに本学所定の誓約書、その

他手続きに必要な書類を提出するとともに入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

(編入学)

第28条 他の大学等に在学した者で、本学の3年次又は2年次へ編入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 短期大学を卒業した者

(2) 高等専門学校を卒業した者

(3) 大学に1年以上在学し、別に定める所要単位を修得した者

(4) 外国において、前3号に準じる課程を修了した者

(5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上で、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者

(休学)

第29条 病気その他やむを得ない事由によって6か月以上学修することができないときは、休学する前の学期末までに学長に休学願（病気の場合は診断書を添付。）を提出し、その許可を受けなければならない。

2 健康上その他特別の事情によって必要があると認められた者には、休学を命ずることがある。

3 休学の期間は、第16条に規定する在学年数に算入しない。ただし、通算3年を超えて休学することはできない。

(復学)

第29条の2 前条により休学した者が復学を願い出るときは、復学する前の学期末までに復学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(退学)

第30条 退学しようとする者は、退学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第31条 次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

(1) 正当な理由なく学費の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

- (2) 第16条に規定する期間に修了できない者
- (3) 第29条第3項に規定する休学期間を終えても復学できない者
(再入学)

第32条 次に掲げる者が再入学を願い出たときは、教授会の議を経て再入学を許可することがある。ただし、願い出の期限は、退学し又は除籍された日の属する年度及び次年度以降3年間以内とする。

- (1) 願い出により本学を退学した者
 - (2) 前条第1号の規定により除籍された者
- 2 再入学を許可された者は、再入学当初の学期分学費を事前に納付しなければならない。
- 3 再入学の許可は、1回限りとする。
- 4 再入学を許可する学部学科は、別に定める。
- (二重学籍禁止)

第32条の2 学校教育法に定める他の大学に正規学生として在籍する者は、同時に本学に正規学生として入学できない。

- 2 本学に正規学生として在籍する者は、学校教育法に定める他の大学の正規学生として在籍できない。
- (転学)

第33条 他の大学に転学しようとするときは、退学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(転学部・転学科)

第34条 一の学部・学科の1年次又は2年次に在学中の学生で、他の学部・学科に転学部・転学科を志願する者があるときは、当該他の学部・学科が選考の上、これを許可することがある。

- 2 前項の規定により、転学部・転学科を志願する者は、現に所属する学部の長に願い出て、許可を得なければならない。
- 3 転学部・転学科に関する規程は、別に定める。

(留学)

第35条 第12条の規定に基づき、学生が外国の大学へ留学する場合は、所定の手続きを経て学長の許可を得なければならない。

2 前項により留学した期間は、第16条に規定する修業年限に算入するものとする。

第 8 章 学 費 そ の 他

(学費)

第36条 本学において徴収する学費その他は、次のとおりとする。

(1) 文学部，経済経営学部，法学部

入学検定料		35,000円
入 学 金		180,000円
授 業 料	年額	860,000円
教育充実費	年額	140,000円

(2) 心理学部，現代生活学部居住空間デザイン学科

入学検定料		35,000円
入 学 金		180,000円
授 業 料	年額	860,000円
教育充実費	年額	170,000円

(3) 現代生活学部食物栄養学科

入学検定料		35,000円
入 学 金		180,000円
授 業 料	年額	860,000円
教育充実費	年額	370,000円

(4) 教育学部こども教育学科

入学検定料		35,000円
入 学 金		180,000円

授 業 料	年 額	860,000円
教育充実費	年 額	270,000円

- 2 前項にかかわらず、大学入学共通テスト利用による入学選考に係る入学検定料は、15,000円とする。
- 3 授業料及び教育充実費は、前期・後期の2期に年額を等分して徴収する。
- 4 休学者は、休学した学期以降、学費等の納付を免除する。ただし、別に定める休学者在籍料を納付しなければならない。なお、学期の途中で復学した者は、復学の日の属する期の学費等を納付しなければならない。
- 5 再入学を許可された者は、別に定める再入学金を納付しなければならない。
- 6 停学を命ぜられた者は、停学期間中も当該学期の学費等を納付しなければならない。
- 7 本学において特に必要であると認めた者は、入学検定料、入学金、授業料、教育充実費の費用を減免することができる。
- 8 いったん納付した学費、その他納付金は、返付しない。
- 9 学費等の納付期日、減免その他については、別に定めるところによる。

第 9 章 職 員 組 織

(職員)

- 第37条** 本学に、学長、副学長、学部長、全学教育開発センター長及び学科長並びに大学事務局長を置く。
- 2 本学に、教育職員（教授、准教授、講師、助教及び助手）及び事務職員を置く。
 - 3 本学には、前2項のほか、学長補佐その他必要な職員を置くことができる。

(職務)

第38条 前条第1項に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 学長は、大学を代表し、校務をつかさどり、所属職員を統督する。学長に事故あるとき又は欠けたときは、予め学長が指名する者が、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- (2) 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。
- (3) 学部長は、学部を代表し、学部の校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- (4) 全学教育開発センター長は、全学教育開発センターを代表し、その校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- (5) 学科長は、学部長を助け、学科の校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- (6) 大学事務局長は、学長を助け、大学の事務を統括し、所属職員を監督する。

2 前条第2項に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 教授、准教授、講師及び助教は、教育及び研究に従事し、学生の指導に当たり、学部等の管理運営に参画する。
- (2) 助手は、教授、准教授、講師及び助教の指導を受け、その教育及び研究を補助する。
- (3) 事務職員は、上司の命を受け、事務をつかさどる。

3 前条第3項に規定する学長補佐は、学長の命を受けて、専門的知見に基づき、特定の事項について学長を補佐する。

(研修の機会等 (SD))

第38条の2 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けることその他必要な取組を行う。

第 10 章 教 授 会

(設置及び構成)

第39条 本学の各学部に、教授会を置く。教授会は、当該学部の学部長、教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。

(招集)

第40条 教授会は、学部長がこれを招集する。教授会の構成員の4分の1以上の者から会議に付する事項を示して招集の請求があるときには、学部長は、これを招集しなければならない。

(議長)

第41条 教授会の議長は、学部長がこれに当たる。学部長に事故あるとき又は欠けたときは、予め学部長の指名する教授が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

2 議長は、議場の秩序を保持し、議案を提出し、議事を整理し統理する。

(定足数)

第42条 教授会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見)

第43条 教授会としての意見は、出席者の過半数の合意を必要とし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(審議事項)

第44条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及びその他学生の身分取扱いに関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学生の学修評価に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する事項
- (5) 教員の教育研究業績の審査等に関する事項

2 教授会は前項に規定するもののほか、学長又は学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長又は学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第 11 章 大学協議会及び委員会

(設置及び構成)

第45条 本学に、大学協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、学長、副学長、大学院研究科長、学部長、全学教育開発センター長、大学事務局長及び学長が指名する者をもって構成する。

(招集)

第46条 協議会は、学長がこれを招集する。

(議長)

第47条 協議会の議長は、学長がこれに当たる。学長に事故あるとき又は欠けたときは、予め学長の指名する副学長が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(協議事項)

第48条 協議会は、学長の求めに応じ、大学全体に関わる事項について協議し、意見を述べるものとする。

(その他)

第49条 第41条第2項、第42条及び第43条の規定は、これを協議会に準用する。

(委員会)

第50条 本学に、教育課程、学生の厚生・補導その他必要な事項に関する委員会を置くことができる。

第 12 章 科目等履修生、聴講生、 特別聴講学生、研究生、研修生、 交換留学生、外国人留学生、 及び特別課程履修生

(科目等履修生, 聴講生)

第51条 本学の授業科目の一部を修めようとする者があるときは、学生の修学を妨げない限り、選考の上、科目等履修生又は聴講生として在学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第52条 他の大学との協議に基づき、当該大学に在学中の者を特別聴講学生として在学を許可することがある。

(研究生)

第53条 本学の特定の専任教員のもとで研究しようとする者があるときは、学生の修学を妨げない限り、選考の上、研究生として在学を許可することがある。

(研修生)

第54条 官公庁その他の団体の委託により、本学において特定の事項につき研修しようとする者があるときは、学生の修学を妨げない限り、選考の上、研修を許可することがある。

(交換留学生)

第55条 外国の大学との協議に基づき、当該大学に在学中の者を交換留学生として在学を許可することがある。

(外国人留学生)

第56条 外国人で第26条の規定によらず特別入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。外国人留学生には、第24条及び第25条の規定を準用する。

(特別課程履修生)

第56条の2 学校教育法第105条に定める特別課程を履修しようとする者があるときは、選考の上、特別課程履修生として履修を許可することがある。

2 特別課程履修生が所定の課程を修了したときは、学校教育法に定める履修証明を与えることができる。

(科目等履修生，聴講生，特別聴講学生，研究生，研修生，交換留学生，外国人留学生及び特別課程履修生規程)

第56条の3 科目等履修生，聴講生，特別聴講学生，研究生，研修生，交換留学生，外国人留学生及び特別課程履修生に関する規程は，別に定める。

第 13 章 学 生 の 賞 罰

(表彰)

第57条 学生として表彰に値する行為があった場合は，学長はこれを表彰することができる。

(表彰の手続)

第57条の2 表彰に関する手続きは，別に定める。

(懲戒の事由)

第58条 本学の学生であって，この学則に違反し，又は学生の本分に反する行為があったときは，これらの学生に対して懲戒を行うことがある。

(懲戒の種類)

第59条 懲戒は，退学，停学（無期停学を含む。）又は訓告のいずれかとする。

2 退学は，次の各号の一に該当する場合，これを行う。

- (1) 性行不良で，改善の見込がないと認められた場合
- (2) 大学の秩序を乱し，その他学生としての本分に著しく反した場合
- (3) 正当な理由がなくて長期にわたり出席しない場合

3 無期停学については，一定期間経過後解除することができる。

4 停学期間は，修業年限に算入しない。ただし，停学期間が3ヶ月以内の場合には，修業年限に算入することができる。

(懲戒の手続)

第60条 懲戒に関する手続きは，別に定める。

第 14 章 図 書 館

(図書館)

第61条 本学に、大学図書館を置く。

2 大学図書館に関する規程は、別に定める。

第 15 章 情報教育研究センター

(情報教育研究センター)

第62条 本学に、情報教育研究センターを置く。

2 情報教育研究センターに関する規程は、別に定める。

第 16 章 全学教育開発センター

(全学教育開発センター)

第63条 本学に、全学教育開発センターを置く。

2 全学教育開発センターに関する規程は、別に定める。

第 17 章 外国人留学生センター

(外国人留学生センター)

第64条 本学に、外国人留学生センターを置く。

2 外国人留学生センターに関する規程は、別に定める。

第 18 章 雑 則

(事務組織)

第65条 本学の事務及び学生の厚生・補導に関する事務組織については、別に

定める。

第 19 章 学 則 改 廃

(改廃)

第66条 この学則の改廃は、教授会の審議を踏まえ協議会の議を経て学長がこれを行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この学則は、大学設置認可の日からこれを施行する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、昭和49年3月31日まで入学した者の学費については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。ただし、昭和50年3月31日までに入学した者の学費については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、昭和51年3月31日までに入学した者の学費については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、昭和52年3月31日までに入学した者の学費については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、昭和60年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定にかかわらず、昭和61年度から昭和74年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

教養学部 教養学科 入学定員 260名

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、昭和61年3月31日までに入学した者の履修方法及び卒業単位に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、昭和62年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、平成元年3月31日に現に教養学部在学中の者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 第36条第1項の規定にかかわらず、平成2年3月31日までに入学した者の授業料は、年額 480,000円とする。
- 3 平成2年3月31日までに教養学部に入学者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

経済学部 経済学科 入学定員 300名

- 3 平成3年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前

の例による。

- 4 教育職員免許法（昭和24年法律第 147号）の改正に伴う変更については、平成2年4月入学者より適用する。

附 則

この学則は、平成3年9月30日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成4年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

経済学部 経済学科 入学定員 400名

- 3 第36条第3項の規定にかかわらず、平成4年3月31日までに入学した者の休学期間中の学費等については、なお従前の例による。
- 4 平成4年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成5年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

経済学部 経済学科 入学定員 250名

経済学部 経営情報学科 入学定員 200名

- 3 平成5年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

- 2 平成7年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成8年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

ただし、図書館法施行規則（昭和25年文部省令第27号）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）の一部を改正する省令の施行による授業科目及び履修方法の変更については、この限りでない。

- 3 学則第36条の改正については、平成8年11月18日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
ただし、第6条に係る改正については、平成9年10月1日から、第45条に係る改正については、平成9年4月1日から適用する。
- 2 平成10年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

- 3 第4条第1項の規定にかかわらず、
 - (1) 経済学部経営情報学科は在籍学生の卒業まで存続させる。
 - (2) 平成11年度までの入学定員は次のとおりとする。

経営情報学部 経営情報学科 入学定員 200名

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

3 第4条第1項の規定にかかわらず、

(1) 教養学部教養学科は在籍学生の卒業まで存続させる。

(2) 平成11年度の人文科学部の入学定員は、次のとおりとする。

日本文化学科 90名

英語文化学科 90名

人間文化学科 85名

附 則

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 学則36条の一部改正については、平成11年9月24日から適用する。

3 第4条第1項の規定にかかわらず、平成12年度から平成17年度までの各学部・各学科の学生の定員は、次のとおりとする。

年度 学部・学科	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	入学 定員	収容 定員										
教養学部教養学科	—名	520名	—名	260名	—名							
人文科学部												
日本文化学科	110	195	110	305	110	415	100	430	100	420	100	410
英語文化学科	115	205	115	320	115	435	105	450	105	440	105	430
人間文化学科	120	205	120	325	120	445	110	470	110	460	110	450
経済学部												
経済学科	265	1015	265	1030	265	1045	265	1060	265	1060	265	1060
経営情報学科	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
経営情報学部経営情報学科	250	650	250	900	250	950	250	1000	250	1000	250	1000
法政策学部法政策学科	265	1015	265	1030	265	1045	265	1060	265	1060	265	1060

4 平成12年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成13年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

2 平成14年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第18章FD推進室第65条、第19章雑則第66条及び第20章学則改正第67条の改正は、平成15年2月21日から施行する。

2 平成15年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

3 第4条第1項の規定にかかわらず、平成15年度から平成17年度までの人文科学部英語文化学科の学生の定員は、次のとおりとする。

年度 学部・学科	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文科学部	名	名	名	名	名	名
英語文化学科	105	450	105	440	105	430

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

3 第4条第1項の規定にかかわらず、人文科学部人間文化学科は在籍学生の卒業まで存続させる。

附 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前

の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。
- 3 第4条第1項の規定にかかわらず、
 - (1) 法政策学部法政策学科は在籍学生の卒業まで存続させる。
 - (2) 平成18年度から平成20年度までの各学部・各学科の学生の定員は、次のとおりとする。

年度 学部・学科	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文学部 日本文化学科	110	440	110	440	110	440
英語文化学科	100	415	100	410	100	405
人間文化学科	—	120	—	—	—	—
経済学部 経済学科	230	1025	230	990	230	955
経営情報学部 経営情報学科	245	995	245	990	245	985
法政策学部 法政策学科	—	825	—	530	—	265
ビジネス法学科	125	125	125	250	125	375
公共政策学科	125	125	125	250	125	375
心理福祉学部 心理学科	90	230	90	320	90	340
地域福祉学科	70	210	70	280	70	280
現代生活学部 食物栄養学科	120	280	120	400	120	440
居住空間デザイン学科	70	210	70	280	70	280

- 4 第36条第1項第2号の規定にかかわらず、平成18年3月31日までに現代生活学部食物栄養学科に入学した者の授業料は、年額540,000円とする。

附 則

この学則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。
- 3 第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年度から平成22年度までの各学部・各学科の学生の定員は、次のとおりとする。

学部・学科	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	入学	収容	入学	収容	入学	収容
人文学部 日本文化学科	110	440	110	440	110	440
英語文化学科	100	405	100	400	100	400
経済学部 経済学科	230	955	230	920	230	920
経営情報学部 経営情報学科	245	985	245	980	245	980
法政策学部 法政策学科	—	265	—	—	—	—
ビジネス法学科	95	345	95	440	95	410
公共政策学科	95	345	95	440	95	410
心理福祉学部 心理学科	90	340	90	360	90	360
地域福祉学科	70	280	70	280	70	280
現代生活学部 食物栄養学科	120	440	120	480	120	480
居住空間デザイン学科	70	280	70	280	70	280

- 4 第36条第1項第2号の規定にかかわらず、平成18年3月31日までに現代生活学部食物栄養学科に入学した者の授業料は、年額965,000円とする。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。
- 3 第4条第1項の規定にかかわらず、人文学部日本文化学科及び英語文

化学科は在籍学生の卒業まで存続させ、平成21年度から平成23年度までの各学部・学科の定員は次のとおりとする。

学部・学科		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		入学	収容	入学	収容	入学	収容
人文学部	日本文化学科	—	330	—	220	—	110
	英語文化学科	—	300	—	200	—	100
人文学部	日本文化学科	110	110	110	220	110	330
	類コミュニケーション学科	100	100	100	200	100	300
経済学部	経済学科	230	955	230	920	230	920
経営情報学部	経営情報学科	245	985	245	980	245	980
法政策学部	ビジネス法学科	95	440	95	410	95	380
	公共政策学科	95	440	95	410	95	380
心理福祉学部	心理学科	90	360	90	360	90	360
	地域福祉学科	70	280	70	280	70	280
現代生活学部	食物栄養学科	120	480	120	480	120	480
	居住空間デザイン学科	70	280	70	280	70	280
	こども学科	100	100	100	200	100	300

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 平成22年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。
- 第4条第1項の規定にかかわらず、法政策学部ビジネス法学科及び公共政策学科は在籍学生の卒業まで存続させ、平成22年度から平成24年度までの各学部・学科の定員は次のとおりとする。

学部・学科		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		入学	収容	入学	収容	入学	収容
人文学部	日本文化学科	—	220	—	110	—	—
	英語文化学科	—	200	—	100	—	—
人文学部	日本文化学科	110	220	110	330	110	440
	類コミュニケーション学科	100	200	100	300	100	400

経済学部 経済学科	220	910	220	900	220	890
経営情報学部 経営情報学科	225	960	225	940	225	920
法政策学部 ビジネス法学科	—	315	—	190	—	95
公共政策学科	—	315	—	190	—	95
法学部 法学科	160	160	160	320	160	480
心理福祉学部 心理学科	90	360	90	360	90	360
地域福祉学科	70	280	70	280	70	280
現代生活学部 食物栄養学科	120	480	120	480	120	480
居住空間デザイン学科	70	280	70	280	70	280
こども学科	100	200	100	300	100	400

附 則

- この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 平成23年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。
- 第4条第1項の規定にかかわらず、心理福祉学部心理学科及び地域福祉学部は在籍学生の卒業まで存続させ、平成23年度から平成25年度までの各学部・学科の定員は次のとおりとする。

学部・学科	年度		平成24年度		平成25年度	
	平成23年度 入学	平成23年度 収容	平成24年度 入学	平成24年度 収容	平成25年度 入学	平成25年度 収容
人文科学部 日本文化学科	—	110	—	—	—	—
英語文化学科	—	100	—	—	—	—
人文学部 日本文化学科	110	330	110	440	110	440
類コミュニケーション学科	100	300	100	400	100	400
経済学部 経済学科	220	900	220	890	220	880
経営情報学部 経営情報学科	225	940	225	920	225	900
法政策学部 ビジネス法学科	—	190	—	95	—	—
公共政策学科	—	190	—	95	—	—
法学部 法学科	160	320	160	480	160	640
心理福祉学部 心理学科	—	270	—	180	—	90

地域福祉学科	—	210	—	140	—	70
心理学部 心理学科	100	100	100	200	100	300
現代生活学部 食物栄養学科	120	480	120	480	120	480
居住空間デザイン学科	70	280	70	280	70	280
こども学科	100	300	100	400	100	400

附 則

- この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 平成24年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。
- 第4条第1項の規定にかかわらず、経営情報学部経営情報学科は在籍学生の卒業まで存続させ、平成24年度から平成26年度までの各学部・学科の定員は次のとおりとする。

学部・学科	年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	入学	収容	入学	収容	入学	収容	入学	収容
人文学部 日本文化学科	110	440	110	440	110	440	110	440
言語コミュニケーション学科	100	400	100	400	100	400	100	400
経済学部 経済学科	220	890	220	880	220	880	220	880
経営情報学部 経営情報学科	—	695	—	450	—	225	—	225
経営学部 経営学科	225	225	225	450	225	675	225	675
法政策学部 ビジネス法学科	—	95	—	—	—	—	—	—
公共政策学科	—	95	—	—	—	—	—	—
法学部 法学科	160	480	160	640	160	640	160	640
心理福祉学部 心理学科	—	180	—	90	—	—	—	—
地域福祉学科	—	140	—	70	—	—	—	—
心理学部 心理学科	100	200	100	300	100	400	100	400
現代生活学部 食物栄養学科	120	480	120	480	120	480	120	480
居住空間デザイン学科	70	280	70	280	70	280	70	280
こども学科	100	400	100	400	100	400	100	400

附 則

- この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 平成25年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 平成26年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。
- 第4条第1項の規定にかかわらず、人文学部日本文化学科及び英語コミュニケーション学科は在籍学生の卒業まで存続させ、平成26年度から平成28年度までの各学部・学科の定員は次のとおりとする。

学部・学科	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	入学	収容	入学	収容	入学	収容
人文学部 日本文化学科	—	330	—	220	—	110
類コミュニケーション学科	—	300	—	200	—	100
文学部 日本文化学科	110	110	110	220	110	330
文化創造学科	80	80	80	160	80	240
経済学部 経済学科	220	880	220	880	220	880
経営情報学部 経営情報学科	—	225	—	—	—	—
経営学部 経営学科	225	675	225	900	225	900
法学部 法学科	160	640	160	640	160	640
心理学部 心理学科	100	400	100	400	100	400
現代生活学部 食物栄養学科	120	480	120	480	120	480
居住空間デザイン学科	70	280	70	280	70	280
こども学科	100	400	100	400	100	400

附 則

- この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 平成27年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従

前の例による。

- 3 第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年度から平成29年度までの各学部・学科の定員は次のとおりとする。

学部・学科	年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	入学	収容	入学	収容	入学	収容	入学	収容
人文学部 日本文学学科	—	220	—	110	—	—	—	—
言語コミュニケーション科	—	200	—	100	—	—	—	—
文学部 日本文学学科	110	220	110	330	110	440		
文化創造学科	80	160	80	240	80	320		
経済学部 経済学科	95	755	95	630	95	505		
経営学部 経営学科	120	795	120	690	120	585		
法学部 法学科	95	575	95	510	95	445		
心理学部 心理学科	100	400	100	400	100	400		
現代生活学部 食物栄養学科	120	480	120	480	120	480		
居住空間デザイン科	70	280	70	280	70	280		
こども学科	100	400	100	400	100	400		

附 則

- この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 平成28年3月31日までに入学した者及び平成30年3月31日までに編入学した者の学費については、なお従前の例による。
- 平成28年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 平成29年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 平成30年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。
- 第4条第1項の規定にかかわらず、文学部文化創造学科、経済学部経済学科及び経営学部経営学科は在籍学生の卒業まで存続させ、平成30年度から平成32年度までの各学部・学科の定員は次のとおりとする。

学部・学科	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	入学	収容	入学	収容	入学	収容
文学部 日本文化学科	110	440	110	440	110	440
文化創造学科	—	240	—	160	—	80
経済学部 経済学科	—	285	—	190	—	95
経営学部 経営学科	—	360	—	240	—	120
経済経営学部 経済経営学科	210	210	210	420	210	630
法学部 法学科	95	380	95	380	95	380
心理学部 心理学科	100	400	100	400	100	400
現代生活学部 食物栄養学科	120	480	120	480	120	480
居住空間デザイン学科	70	280	70	280	70	280
こども学科	100	400	100	400	100	400

附 則

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成31年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。
- 第4条第1項の規定にかかわらず、現代生活学部こども学科は在籍学生の卒業まで存続させ、平成31年度から平成33年度までの各学部・学科の定員は次のとおりとする。

学部・学科	平成31年度		平成32年度		平成33年度	
	入学	収容	入学	収容	入学	収容

文 学 部	日本文化学科	110	440	110	440	110	440
	文化創造学科	—	160	—	80	—	—
経 済 学 部	経 済 学 科	—	190	—	95	—	—
経 営 学 部	経 営 学 科	—	240	—	120	—	—
経 済 経 営 学 部	経 済 経 営 学 科	210	420	210	630	210	840
法 学 部	法 学 科	95	380	95	380	95	380
心 理 学 部	心 理 学 科	100	400	100	400	100	400
現 代 生 活 学 部	食 物 栄 養 学 科	120	480	120	480	120	480
	居 住 空 間 デ ザ イ ン 学 科	70	280	70	280	70	280
	こ だ も 学 科	—	300	—	200	—	100
教 育 学 部	こ だ も 教 育 学 科	100	100	100	200	100	300

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。